

池亭記

慶滋保胤

九八二筆

予二十餘年以來、東西の二京を歴く見るに、西京は人家漸くに稀らにして、殆に幽墟に幾し。人は去ること有りて來ること無く、屋は壞ること有りて造ること無し。其の移徙するに處無く、賤貧に憚ること無き

者は是れ居り。或は幽隱亡命を樂しむ、當に山に入り田に歸るべき者は去らず。自ら財貨を蓄へ、奔營に心有るが若き者は、一日と雖も住むこと得ず。往年一つの東閣有り。華堂朱戸、竹樹泉石、誠は是れ象外の勝地なり。主人事有りて左轉し、屋舎火有りて自らに焼く。其の門客の

近地に居る者數十家、相率て去りぬ。其の後主人歸ると雖も、重ねて修はず。子孫多しと雖も、永く住まはず。荊棘門を鏤し、狐狸穴に安む。夫れ此の如きは、天の西京を亡すなり、人の罪に非ざること明らかなり。

東京四條以北、乾良の一方は、人々貴賤と無く、多く群聚する所なり。高き家は門を比べ堂を連ね、少き屋は壁を隔て窓を接ぬ。東隣に

今昔、清徳聖といふ聖のありけるが、母の死たりければ、ひつぎにうち入て、たゞひとり、愛宕の山に持て行て、大なる石を四のすみに置いて、その上に、このひつぎをうち置いて、千手陀羅尼を片時休む時もなく、うち寝る事もせず、物も食はず、湯水も飲まで、声絶えもせず、誦したてまつりて、此ひつぎをめぐる事、一年に成ぬ。

その年の春、夢ともなく、うつともなく、ほのかに母の声にて、「此陀羅尼を、かく夜昼誦給へば、我はやく男子となりて、天に生れにしかども、おなじくは仏になりて、告申さんとして、今までは告げ申さざりつるぞ。今は仏になりて、告申也」といふときこゆるとき、「さ思つる事なり。今ははやう成給ぬらん」とて、とりいでて、そこにてやきて、骨とりあつめて、うつみて、上に石の率都婆などたてて、例のやうにして、京へいづる道に、西京になぎ

火災有れば、西隣餘炎を免れず。南宅に盜賊有れば、北宅流矢を避り難し。南阮は貧しく北阮は富めり。富める者未だ必にも徳有らず、貧しき者は亦猶し恥有り。又勢家に近づき微身を容るる者は、屋破れたりとも葺くことを得ず、垣壞れたりとも築くことを得ず。樂有れど大

ききに口を開きて咲ふこと能はず、哀有れど高く聲を揚げて哭くこと能はず。進退懼有り、心神安からず。譬へば猶鳥雀の鷹鷂に近づぐがごとし。何ぞ況むや初め第宅を置き、轉門戸を廣くするをや。小屋相并せられ、少人相訴ふる者多し。宛も子孫父母の國を去り、仙官人世の塵に

譎さるるが如し。其の尤も甚だしき者は、或は狹き土を以ちて、一家の愚民を滅ぼすに至る。或は東河の畔に卜ひて、若し大水に遇ふときには、魚鼈と伍となり、或は北野の中に住まひて、若し苦旱有るときには、渴乏すと雖も水無し。彼の兩京の中に、空閑の地無きか。何ぞ其れ人心の強きこと甚だしきや。

いとおほくおひたる所あり。

此聖、困じて物いと欲しかりければ、道すがら、折て食ほどに、ぬしの男、出てきて見れば、いとたうとげなる聖の、かくすゝろに折食へば、あさましと思て、「いかに、かくは召すぞ」といふ。聖、「困じて苦しきまゝに食ふなり」といふ時に、「さらば、参りぬべくは、いますこしも召さまほしからんほど召せ」といへば、十筋ばかり、むすくと折食ふ。このなきは、「二町斗ぞ植へたりけるに、かく食へば、いとあさましく、食はんやうも見まほしくて、「召しつべくは、いくらも召せ」といへば、「あな、たう」とて、うちあざり、折りつ、町をさながら食ひつ。主の男、「あさましう、物食ひつべき聖かな」と思て、「しばしあさせ給へ。物して召させん」とて、白米石

とりいでて、飯にして食はせれば、「年比、物も食はで、困じたるに」とて、

みな食て、いでていぬ。

此男、いと浅ましと思て、これを人に語りけるを聞きつゝ、坊城の右の大殿に、人の語り参らせければ、「いかでか、さはあらん、心えぬ事かな。よびて、物食はせてみん」とおぼして、「結縁のために、物参らせてみん」とて、呼ばせ給ければ、いみじげなる聖、あゆみ参る。そのしりに、餓鬼、畜生、とら、おほかみ、犬、からす、万の鳥獸共、千万とあゆみつゞきてきけるを、こと人の目に大かた見え、たゞ聖ひとりとのみ見けるに、此おとゞ、見つけ給て、「さればこそ、いみじき聖にこそありけれ。めでたし」とおぼして、白米十石をおものにして、あたらしき筵、薦に折敷、桶、櫃などに入れて、いくく置きて、食はせさせ給ければ、しりにたちたる物どもに食はずれば、あつまりて、

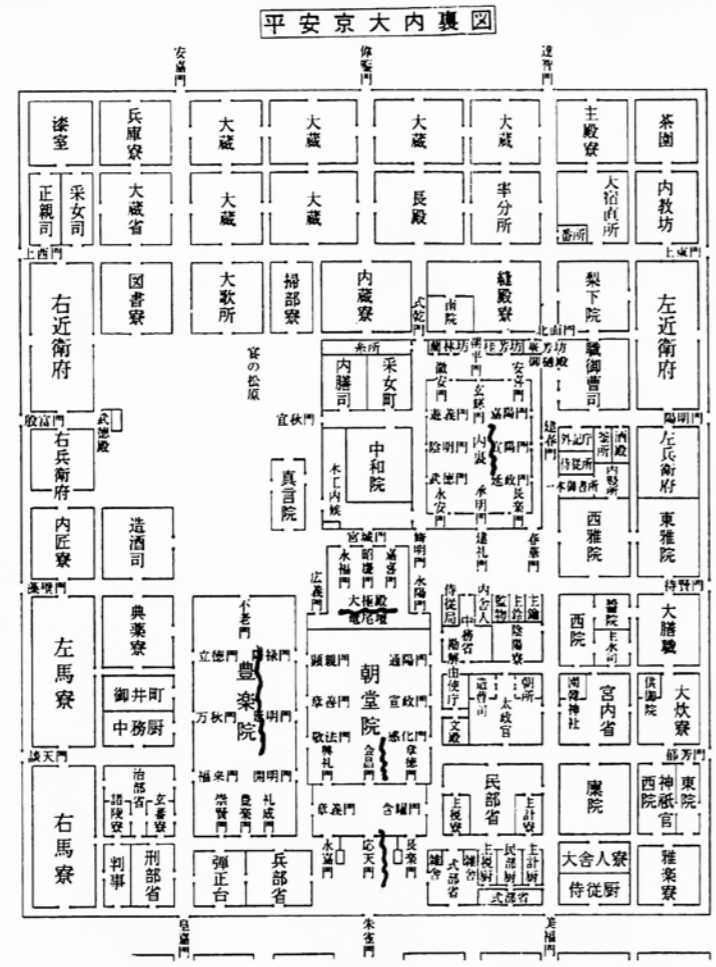
應令在宮外諸司諸家掃清當路事

右太政官弘仁六年一月九日下兩職符備。右大臣宣奉勅如聞頃者京中諸司諸家或穿垣引水或塗水浸途宜仰所司咸俾修營不責引流水於家内唯禁露汗穢於城外仍須每置置樋通水

西京人見応天門上光物語第三十三

今昔、西ノ京辺ニ住ム者有ケリ。父ハ失テ、年老タル母独ナム有ケル。男子二人有ケルガ、兄ハ、人ノ侍ナドニテ被任ケリ。弟ハ、比叡ノ山ノ僧ニテナム有ケル。而ル間、其ノ母重キ病ヲ受テ日来煩ケレバ、二人ノ子皆副テ、西ノ京ノ家ニ有テ療ケルニ、母少シ病滅氣有ケレバ、弟ノ僧、三条京極ノ辺ニ、師ノ有ケル所ヘテ行ニケリ。

而ル間、其ノ母ノ病尚発テ、可死ク思エケレバ、兄ノ男ハ副テ有ケルニ、母ノ云ク、「我レ、必ズ死ナムトス。此ノ僧ヲ見テ死ナバヤ」ト。兄レヲ聞クト云ヘドモ、既ニ夜ニハ成ヌ、従者ハ無シ、三条京極ノ辺ハ遙也。「何ガハ可為カラム。明日ニコソハ呼ニ遣ハサメ」ト云ケレバ、母、「我レ、今夜ヲ可過キ心地不思エズ。彼レヲ不見テ死ナバ、極テ口惜カリナム」ト云テ、力無ク術無氣ナル氣色ニ哭ケレバ、兄、「然許思給ニテハ、糸安キ事也、夜中也トモ、命ヲ不顧ス呼ニ罷ナム」ト



凡部内百姓出弄病人者五位以上取名奏聞六位以下不論陸贖決杖一百其職司知而不糾及條令坊長隣保相隱不告並與同罪

凡朱雀大路放飼馬牛繫充職中雜事隨其主來即加決罰放免  
凡京中不聽管水田但大小路邊及卑濕之地聽殖水葱芹蓮之類不得因此廣溝追路  
凡京中路邊病者孤子仰九箇條令其所見所遇隨便必令取送施藥院及東西悲田院



手をさくけて、みな食ひつ。聖はつゆ食はで、悦いでぬ。「さればこそ、たゞ人にはあらざりけり。仏などの変じてありき給にや」とおぼしけり。こと人の目には、唯聖ひとりして食とのみ見えければ、いとくあさましき事に思けり。  
さて、出て行程に、四条の北なる小路に、まどをまる。此しりに具したるもの、しちらしたれば、たゞ墨のやうに、くろきるを、ひまもなく、はるくとしちらしたれば、けすなども、きたながりて、その小路を糞の小路と付たりけるを、御門聞かせ給て、「その四条の南をば、なにといふ」と問せ給ければ、「綾小路となん申」と申ければ、「さらば、是をば錦小路といへかし。あまり、きたなき名哉」と仰られけるよりしてぞ、錦小路とはいひける。  
云テ、箭三筋許ヲ持テ只独り出テ、内野通ニ行ケルニ、夜打深更テ、冬比ノ事ナレバ、風打吹テ怖シキ事無限シ。暗ノ比ニテ、何ニモ物不見エズ。応天門ト会昌門トノ間ヲ通ケルニ、奇異ク怖カリケレドモ、思ヒ念ジテ過ヌ。  
彼ノ僧ノ房ニ行着テ、弟ノ僧ヲ尋ヌルニ、其ノ僧、今朝山(登)ニケレバ、亦、程モ無ク走り返ルニ、初ノ如ク応天門ト会昌門トノ間ヲ通ケルニ、前ノ度ヨリモ増テ怖カリケレバ、忽テ走り過ケルニ、応天門ノ上ノ層ヲ見上タレバ、真サヲニ光ル物有リ。暗ケレバ何物トモ不見エヌ程ニ、噫ヲ頻ニシテナム、カ、ト咲ケル。頭モ太リテ死ヌル心地シケレドモ、狐ニコソハ有ラメト思ヒ念ジテ過テ、西様へ行ケルニ、豊樂院ノ北ノ野ニ、円ナル物ノ光ル有ケリ。其レヲナム、鳴ル箭ヲ以テ射タリケレバ、射散スト見ケレバ失ニケリ。然テナム、西ノ京ノ家ニ夜半許ニ返リ着タリケル。其ノ怖シト思ケル氣ニヤ、日来温テナム病ケル。  
思フニ、何かニ奇異ク怖シカリケム。然レドモ、「其レハ定メテ狐ナドノ所為ニコソハ有ラメ」トゾ人云ケルトナム語り伝ヘタルトヤ。

三代親政 一九二三年

一可、停止京中人領、不居在家、好耕作道路、企卷所事、

一可、京中道橋京職加監臨、諸家當路家主酒掃事、一可、禁制弄病者孤子於京中路遊事、

改革道路 九三〇年

應收養路頭為病者事

右左大臣宣奉勅、如聞、頃者京中病者多臥路頭、無人收養、誰救其命、宜仰左右京職官人分頭卒坊、令等每條巡檢、取置便所及隨檢非違使看督等取送、同共收養者、兩職兼知依宣行之、其食法大男大女日各米一升、蓋一夕、滓醬一合、小男小女、日各米六合、蓋五撮、滓醬五夕、但米用以義倉料、蓋滓醬請

自大膳職鋪設請自掃部寮衣服古幔請自大藏省事緣濟民不得踈略

左中辨紀朝臣

左大史錦部宿祢

延長八年二月十三日

今昔物語集 二六一二

東小女、与狗咋合互死語第二十

今昔、國、郡二住ケル人有ケリ。其家ニ、年十一ニ歳許有女ノ童ヲ仕ヒケリ。亦、其隣ニ住ケル人ノ許ニ、白キ狗ヲ飼ケルガ、何ナルコトニカ有ケン、此女ノ童ダニ見ユレバ、此狗咋懸リテ敵ニシケリ。

然レバ、亦、女ノ童モ此狗ダニ見ユレバ、打ントノミシケレバ、此ヲ見人モ極ジク怪ビ思ケル程ニ、女ノ童、身ニ病ヲ受テケリ。世ノ中心地ニテ有ケルニヤ、日来

二九一

羅城門登上層見死人盗人語第十八

今昔、摂津ノ國辺ヨリ、盗セムガ為ニ京ニ上ケル男ノ、日ノ未ダ明カリケレバ、羅城門ノ下ニ立隠レテ立テリケルニ、朱雀ノ方ニ人重ク行ケレバ、人ノ静マルマデト思テ、門ノ下ニ待立テリケルニ、山城ノ方ヨリ人共ノ数来タル音ノシケレバ、「其レニ不見エジ」ト思テ、門ノ上層ニ和ヲ擡ゾリ登タリケルニ、見レバ火籠ニ燃シタリ。

盗人、怪ト思テ連子ヨリ臨ケレバ、若キ女ノ死テ臥タル有リ。其ノ枕上ニ火ヲ燃シテ、年極ク老タル姫ノ白髪白キガ、其ノ死人ノ枕上ニ居テ、死人ノ髪ヲカナグリ抜キ取ル也ケリ。

盗人、此レヲ見ルニ心モ不得不バ、「此レハ若シ鬼ニヤ有ラム」ト思テ怖ケレドモ、「若シ死人ニテモゾ有ル。恐シテ試ム」ト思テ、和ヲ戸ヲ開テ、刀ヲ抜テ、

美事令

九皇都、天子所 及道路 側近、並不得葬埋。

日本後家、長十三年、上丹条(七九七)

是日勅山城國愛宕郡野郡人、每有死者、便葬家側、積習為常、今接近京師、凶穢可避。

○壬午、

統元中後家、長九年、十丹条(八四二)

○甲戌、勅左右京畿東西界田、並給科物、令燒歎嶋田及鴨河原等國、總五千五百餘頭。

日本三代美事、長十三年、上丹条(八七二) ○廿八日辛未、制定百姓葬送放牧之地、其一處、在山城國葛野郡五條荒木西里六條久受原里、一處在紀伊郡十條下石原西外里十一條下佐比里十二條上佐比里。勅曰、伴事河原、是百姓葬送并放牧之地也。而愚昧之輩、不知其意、競好占營、再失人便、須令國司、度加巡檢、勿令耕營、犯則有法焉。

仁長三年、丹条(八七九)

○廿三日癸丑、淳和太皇太后崩(中略)時春秋七十。太后慈仁天至、濟物在勤、收拾東西京弄兒孤孩、給之乳母、多所養育。

長平略、長觀九年(八八七)

貞觀九年二月七日、右少史大春日安永仰云、右少弁藤原朝臣千乘傳宣、右大臣宣、京中諸人捨男兒於道路、頭遂為犬鳥見害、是即職吏之不治、人民之不仁、宜檢非違使、每見此事、召當條領并町長等、重加

ヲ経ルマ、二病重カリケレバ、主、此女ノ童ヲ外ニ出サント為ニ、女ノ童ノ云ク、「己ヲ人離タル所ニ被出ナバ、必ズ此狗ノ為ニ被殺サントスル。病無クシテ人ノ見時ソラ、己ダニ見ユレバ、只咋懸ル。何況ヤ、人モ無キ所ニ、己重病ヲ受テ臥タラバ、必ズ被咋殺ナン。然レバ、此狗ノ知マジカラン所ニ出シ給ヘ」ト云ケレバ、主、現ニ然ル事也ト思テ、遠キ所ニ、物ナド皆拈テ密ニ出シツ。「毎日ニ一二度ハ、必ズ人ヲ遣テ見セン」ト云誘ヘテ出シツ。

「己ハ、己ハ」ト云テ、走り寄ケレバ、姫、手迷ヒヲシテ手ヲ摺テ迷ヘバ、盗人、「此ハ何ゾノ姫ノ、此ハシ居タルゾ」ト問ケレバ、姫、「己ガ主ニテ御マシツル人ノ失給ヘルヲ、線フ人ノ無ケレバ、此テ置奉タル也。其ノ御髪ノ長ニ余テ長ケレバ、其ヲ抜取テ髪ニセムトテ抜ク也。助ケ給ヘ」ト云ケレバ、盗人、死人ノ着タル衣ト、姫ノ着タル衣ト、抜取テアル髪トヲ奪取テ、下走テ逃テ去ニケリ。然テ、其ノ上ノ層ニハ死人ノ骸骨ゾ多カリケル。死タル人ノ葬ナド否不為ヲバ此ノ門ノ上ニゾ置ケル。

此ノ事ハ、其ノ盗人ノ人ニ語ケルヲ聞テ、此ク語り伝ヘタルトヤ。

勘當・俾送居施藥院、准其狀必申官者。

今昔物語集一九一四二

貧女棄子取養女語 第四十二

今昔、何レノ時ニカ有ケム、女御ニテ御ケル人ノ御許ニ、童ニテ候ケル人ノ、若クシテ形チ美瀧ニ、有様微妙クシテ、極タル色好ニテ、人ニ被愛ナドシテ有ケルガ、長ビテハ人ノ許ニ乳母シテナム有ケル。其養ヒ子ハ備ニテ貴クテゾ有ケル。其ノ乳母年老テ後ハ、道心有テ、法花經ヲ誦奉ケリ。亦、万ノ講ヲ聞キ行ナムシケル。

而ル間、講ニ參テ返ケル道ニ、雨ノ痛ウ降ケレバ、人ノ門ニ立入テ雨ノ止ヲ待ツ程ニ、其ノ門ノ内ニ荒タル葦立タル所ニ、女房ノ有ガ極ク泣ケレバ、此ノ人、「何ナル事ノ有テ泣キ給フゾ」ト問ケレバ、泣ク女、「去年ノ子ト、今年ノ子ト二人持テ侍ルガ、身ハ貧クシテ、乳母ハ否不取ズ。田舎ヘ人ノ將行カムト仕ルニ、子

中右記 保好二年五月廿八日(一三三)

廿八日 豊地記

本日廿八日 万壽寺年五月廿八日(九九三)

○四日丁亥、天陰雨

降。大納言藤原師輔卿、參議源高明朝臣、伴保平宿祢藤政、有申文。上卿依例著待從所之間、諸陣有穢疑才、仍上卿暫不參入内裏、令問穢由、其穢左近衛府中將曹司北殿、月來橘光子命婦寄居件光子者、今上乳母。其曹下女早朝起、見犬三四頭喫死、其重有骨上并頭、無手足、于時命婦候殿上、彼曹人參内申、其由則命婦奏聞事由、仍藏人左衛門少尉平善理蒙仰召左近衛府生下仲秀、被尋問件事、仲秀申云、彼曹下女申云、自初夜有犬聲之聲、但今所遺者只頭而已。又其邊有五寸許骨三枚、并腹骨之端少々、其所之草皆踏伏也、然則若自初夜喫、全體死人歟。又近曹厨家雜人云、厨下女依病出遺之後、其身死去、其子年十歲許之女童、日來無所依止、不避厨邊、每日乞物、然問件童逐日憔悴、稍見死相、仍昨逐出之後、猶留内教坊之南門、至于今朝不見、件童疑者若件童夜中入來死臥爲犬被喫乎云々。

五日廿九日(九九四)

○廿四日乙巳、天晴。休也。午後、天陰小雨降。今日、左右看督長才、被宣旨、京中路頭、借屏覆、遮蔭、出置病人、或乘空車、或令人運送藥王寺云々。然而死亡者多、滿路頭、往還過客掩鼻過之、鳥犬飽食、骸骨塞巷。

五日廿九日

○三日甲寅、京中堀水溢、檢非違使才召仰看督長才、搔流京中死人、然而河水也。未刻、權中納言源伊陟卿、藤原道賴卿、參議藤原懷忠卿參陣、即皆山陵使也。山科使伊陟卿、柏原後山科道賴卿、後田邑村上懷忠卿也。是皆被祈申疫病事也。

○七日戊午、午後、右大臣、權大納言藤原道長卿、同伊周卿、權中納言藤原公季卿、源時中卿、同伊陟卿、參議藤原懷忠卿參著左近陣座。今日臨時御讀經結願也。又被定以、今月十五日於八省大極殿立百高座、可被讀講仁王經之事、是即依前天文博士正五位上安倍朝臣晴明勸申所被修也。又去三月以後依疫病病死之輩、不知幾千、雖有種種祈禱、似無其應、路頭死人伏骸連々也。

○十六日丁卯、左京三條南油小路西有一小井、水濁泥深、尋常不用、而或狂夫云、飲此水者、皆免疫病云、仍都人士女、舉首來汲、男女提桶、貴賤貯匱、偏恐病死之千万、不尋妖言之真偽者也。近來公家被勸、海若祭、名山祭才、是又爲消疫病攘病患也。

○廿四日乙亥、疾病不止、京中外國、病厄弥盛云々。○廿五日丙子。○廿六日丁丑、是日、依宣旨、諸司諸家修石塔、是依疾病也。

○四日甲申、權大納言藤原伊周卿參著左仗座、今日被定行丹生貴布祢兩社祈雨奉幣使、近來依疫病病死之崇、弥以盛也、而又旱魃、仍所被奉遣也。

○十六日丙申、今日妖言、疫神可橫行、都人士女不可出行云々。仍上卿以下至于庶民、閉門戶、無往還之輩。

○廿七日丁未、此日、爲疫神被修御靈會、木工寮修理職造、御輿二基、安設北野船岡上、先屈僧侶、令誦仁王經、城中之俗人、獻音樂、會集之男女、不知幾千人、捧幣帛者、老少滿街衢、一日之内事了、還此於山境、自彼還放難波海云々、此事非公家之定、都人蜂起勤修也。

四月廿七日(九九五)

○四月六日、關白道隆依病出家。○廿七日、右大臣道兼爲關白。○五月八日、關白右大臣道兼薨。今日、左大臣重信同薨。○四五月之間、疫疾殊盛。納言已上薨者八人。關白道隆、道兼、左大臣重信、大納言濟時、朝光、道賴、中納言保

光伊涉等也。又四位五位侍臣并六十余人。至于七月漸散。

### 異言抄

正曆五年長徳元年ツ、キテ、大疫癘ヲコリテ、都鄙ノ人多ク死ニケリ、中ニモ長徳元年ニ、八人マテ人ノウセタル事、ムカシモ今モナキ事ナレハ、尤アサヤカニシルシ侍ルヘシ、

大納言朝光 前左大將、三月廿八日、年四

關白道隆 四月十三日、

大納言左大將濟時 同廿三日、

關白右大臣道兼 右大將、五月八日、卅四、

左大臣源重信 同十四日、

中納言保光 同日、七十三、親王子中納言、

大納言道頼 二月十一日、廿、大納言、關白、

中納言右衛門督源伊涉 五十九日、

### 異言抄

